

日行連発第176号
平成28年5月17日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 遠田和夫
第一業務部
部長 益本 納

平成28年熊本地震に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の
取扱いについて（周知依頼）

今般、国土交通省より、平成28年熊本地震に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて、①「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」（平成28年5月12日付け国自情第23号）をもって運輸支局等に周知したこと及び、②「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第2条に基づき、「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成28年政令第213号）が公布施行されたことにより、「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」「期限内に履行されなかった義務に係る行政上の義務の不履行の免責」及び「同政令を受けて同法第3条第2項の規定に基づき、行政上の権利利益の延長を行うための措置（「国土交通省告示」（第735号））」がなされたことについて周知協力依頼が参りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条及び政令第4条により、特定非常災害を理由に自動車の変更登録等法令で定められた義務が履行できない場合、平成28年7月29日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われないこととされておりますので、ご承知置きください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力くださいますようお願いいたします。なお、当該情報につきましては、本会ホームページ及び会員専用ページでも周知する予定でおりますので、ご承知置きください。

記

別添1

「平成28年熊本地震に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて」（平成28年5月12日付け国自情第23号の2）

別添2

「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」（平成28年5月12日付け国自情第23号）

別添3

「国土交通省告示」（第735号）

※ 本告示により、対象者の「印鑑証明書の有効期間」「臨時運行許可の有効期間」「登録事項等証明書の交付請求時に提出する書面の有効期間」が平成28年9月30日まで延長されるところ、保管場所証明書及び使用者の住所を証する書面の有効期間についても同様に延長されます。

以上



国自情第23号の2
平成28年5月12日

日本行政書士会連合会会長 殿

自動車局自動車情報課長



平成28年熊本地震に係る自動車保管場所証明書の有効期間等の取扱いについて

今般、標記について別添1のとおりとするよう運輸支局等に周知したので、この旨傘下会員に周知願いたい。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条に基づき、平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）が公布施行されたことにより、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る行政上の義務の不履行の免責及び同政令を受けて同法第3条第2項の規定に基づき、行政上の権利利益の延長を行うための告示が別添2のとおり措置されているので、あわせて傘下会員に周知願いたい。

国自情第23号

平成28年5月12日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿

内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて

標記について、今般の平成28年熊本地震による災害状況にかんがみ、「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令及び自動車の保管場所の確保を証する書面に関する命令の一部改正について」（昭和48年自管第62号）及び「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）にかかわらず、特例として下記の取扱いとするので周知願いたい。

記

1 対象者

特定被災地域内（※）に住所を有する自動車の使用者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

※熊本県内全45市町村

2 申請時の各書面の有効期間の取扱い

(1) 自動車保管場所証明書の有効期間について

平成28年4月14日から平成28年9月29日までの間に、証明の日から概ね1ヶ月の期間が満了するものは、平成28年9月30日をもって満了するものとする。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

平成28年4月14日から平成28年9月29日までの間に、発行後3ヶ月の期間が満了するものは、平成28年9月30日をもって満了するものとする。

○国土交通省告示第七百三十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に
 関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律
 第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権
 利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

平成二十八年五月十二日

国土交通大臣 石井 啓一

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
建設業法（昭和二十四年法律第百号） 第三条第一項の規定に基づく建設業の 許可	特定被災地域内に主たる営業所を有す る者	平成二十八年九月 三十日
建設業法第二十七条の十八第一項の規	特定被災地域内に住所を有する者	平成二十八年九月

<p>定に基づく監理技術者資格者証の交付</p>	<p>建設業法第二十七条の二十三第一項の規定に基づく経営事項審査</p>	<p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定に基づく測量業者の登録</p>	<p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定に基づく建築士事務所の登録（特定被災地域内に在る事務所に係るものに限る。）</p>	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七十九条の規定に基づく自</p>
	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に建築士事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
<p>三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>

<p>家用有償旅客運送者の登録</p>	<p>道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項に基づく臨時運行の許可</p>	<p>道路運送車両法第七十一条の二第一項の規定に基づく限定自動車検査証の交付</p>	<p>道路運送車両法第九十四条の五第一項</p>
	<p>道路運送車両法第三十四条第一項に基づく臨時運行の許可を受けた自動車（特定被災地域を運行の経路に含むものに限る。）を運行の用に供する者</p>	<p>平成二十八年熊本地震に伴って道路運送車両法第六十一条の二第一項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を延長する旨の公示（以下「延長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者</p>	<p>延長公示をした運輸支局長が別に公示</p>
	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>延長公示をした運輸支局長が当該延長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>	<p>延長公示をした運</p>

<p>自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第二十五条第二項第二号の規定により国土交通大臣が適当と認め</p>	<p>の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付</p> <p>自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）第十六条第一項の印鑑に関する証明書（特定非常災害発生日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して行う同令第十四条第一項の規定に基づく申請書の提出</p>	<p>の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付</p>
<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者及び特定被災地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の所有者</p>	<p>する地域に事業場を置く道路運送車両法第九十四条の三第一項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者</p>
<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>輸支局長が当該伸長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日</p>

<p>る書類（特定非常災害発生日前三十日以内に作成されたものに限る。）を提出して行う道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等證明書の交付の請求</p>	<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許</p>	<p>宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付</p>	<p>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十一年法律第五十二号）第二十二條</p>
	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>

<p>条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録</p>	<p>浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の規定に基づく浄化槽工事業の登録</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第二十一条第一項の規定に基づく解体工事業の登録</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百九十九号）第四十四条第一項の規定に基づくマンション管理業者の登録</p>
	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>
	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>

<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十条第一項の規定に基づく管理業務主任者証の交付</p>	<p>特定被災地域内に住所を有する者</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>
<p>建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定に基づく建設コンサルタントの登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>
<p>地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定に基づく地質調査業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>
<p>補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）</p>	<p>特定被災地域内に主たる営業所を有する者</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>

<p>第二条第一項の規定に基づく補償コンサルタントの登録</p>	<p>賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号） 第三条第一項の規定に基づく賃貸住宅管理業者の登録</p>	<p>特定被災地域内に主たる事務所を有する者</p>	<p>平成二十八年九月三十日</p>
<p>備考 特定被災地域とは、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）が適用された市町村の区域をいう。</p>			